

ケアハウスまっとう 月額利用料 (参考)

令和4年度 国の基準

	対象収入による 階層区分	利用者負担額	事務費 (円)		生活費	管理費
		A+B+C (円)	減額分	A本人負担分	B (円)	C (円)
1	1,500,000 円以下	75,500	57,300	10,000	44,500	21,000
2	1,500,001 円～1,600,000 円以下	78,500	54,300	13,000	44,500	21,000
3	1,600,001 円～1,700,000 円以下	81,500	51,300	16,000	44,500	21,000
4	1,700,001 円～1,800,000 円以下	84,500	48,300	19,000	44,500	21,000
5	1,800,001 円～1,900,000 円以下	87,500	45,300	22,000	44,500	21,000
6	1,900,001 円～2,000,000 円以下	90,500	42,300	25,000	44,500	21,000
7	2,000,001 円～2,100,000 円以下	95,500	37,300	30,000	44,500	21,000
8	2,100,001 円～2,200,000 円以下	100,500	32,300	35,000	44,500	21,000
9	2,200,001 円～2,300,000 円以下	105,500	27,300	40,000	44,500	21,000
10	2,300,001 円～2,400,000 円以下	110,500	22,300	45,000	44,500	21,000
11	2,400,001 円～2,500,000 円以下	115,500	17,300	50,000	44,500	21,000
12	2,500,001 円～2,600,000 円以下	122,500	10,300	57,000	44,500	21,000
13	2,600,001 円～2,700,000 円以下	129,500	3,300	64,000	44,500	21,000
14	2,700,001 円以上	132,800	—	67,300	44,500	21,000

1. 生活費冬期加算(暖房費)として11月から翌年3月まで 4,000 円が加算となります。
2. 利用者が使用する電気料、水道料、電話料等が加算されます。
3. 事務費負担額は本人の前年の収入額から、租税、社会保険料、医療費等の必要経費を控除した後の収入額で定められます。
4. 対象収入は、前年の収入額に対して法定必要経費を差し引いた額となります。(裏面をご覧ください)
5. ご夫婦の場合は
 - (1)二人の(収入合計－必要経費)対象収入合計に1/2倍した額を、一人の対象収入とします。
 - (2)上記による一人の対象収入が150万円以下となる場合は、夫婦それぞれの事務費負担額は表の額から30%減額し、100円未満を切り捨てた額が本人から事務費負担額となります。

※事務費・生活費

国の料金改定により、年度途中でも変更になることがあります。

※電気、水道、電話等の基本料金は公共料金等の改定があれば変更になることがあります。

対象収入(前年)

1 収入として認定となるもの	2 必要経費
<ul style="list-style-type: none"> ※ 年金、恩給等の収入 ※ 財産収入 ※ 利子、配当収入 ※ その他の収入 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 所得税、住民税等の租税(固定資産税を除く) ※ 社会保険料またはこれに準ずるもの ※ 医療費